

第 49 号議案

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立自然の家条例の一部を改正する条例

神戸市立自然の家条例（昭和48年3月条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(施設)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 <u>自然の家の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）</u>は、必要があると認めるときは、前項の施設について宿泊を伴わない使用をさせることができる。</p> <p style="text-align: center;">(使用の許可)</p> <p>第4条 施設を使用しようとする者</p>	<p style="text-align: center;">(施設)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、前項の施設について宿泊を伴わない使用をさせることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(使用の許可)</p> <p>第4条 施設 <u>又はその附属設備</u>を使用</p>

は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に自然の家の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。

- (1) [略]
- (2) 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 自然の家の管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不相当と認めるとき。

(使用期間)

第6条 施設は、引き続き7日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行為の禁止)

第7条 何人も、自然の家の管理運営上支障がある行為で規則で定めるも

しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しない。

- (1) [略]
- (2) 施設又はその附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不相当と認めるとき。

のをしてはならない。

(許可の取消し等)

第 8 条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用を制限することができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) [略]
- (3) 第 4 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 自然の家の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料金)

第 9 条 指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

(許可の取消し等)

第 6 条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) [略]
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(使用料)

第 7 条 使用者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。別表第2号に規定する繁忙日を承認したときも、同様とする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

5 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(使用料の減免及び後納)

第8条 市長は、特別の理由があるとき認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又は後納させることができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第8条第1項若しくは第2項の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害賠償等)

第11条 使用者は、その利用に際し、自己の責めに帰すべき理由により、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第12条 市長は、次に掲げる自然の家の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(損害賠償等)

第10条 使用者は、その利用に際し、自己の責めに帰すべき理由により、施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第11条 市長は、次に掲げる自然の家の管理に関する業務を自然の家の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 自然の家の使用料の徴収、減額、免除及び返還に関する業務

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、自然の家の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 [略]

第13条 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における自然の家の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた

(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 [略]

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第3条の2第2項、第4条第1項及び第2項、第6条第3号、第8条並びに第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第11条第1項に規定する指定管理者」とする。

第12条 [略]

附 則

1 [略]

(条例の廃止)

2 神戸市立六甲山ユースセンター条例（昭和37年3月条例第38号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第3条の2第2項、第4条、第6条、第8条及び第10条第2項の規定の適用については、第3条の2第2項中「自然の家の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条、第6条、第8条及び第10条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

（指定管理者不在等期間の使用料）

3 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第9条第3項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。

4 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第9条第4項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は減額若しくは免除をすることができる。

（経過措置）

3 この条例の施行前に、旧条例の規定により使用許可した者に係る使用料その他使用に関し必要な事項は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び

第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			
別表（第9条関係）			
(1) 次の表の使用目的の欄に掲げる目的で同表の施設の欄に掲げる施設を使用する場合			
使用目的	施設	宿泊を伴う使用	宿泊を伴わない使用
		利用料金（1人1泊につき）	利用料金（1人1回につき）
学校が教育のために、又は児童福祉施設等が事業のために使用する場合	宿泊棟	150円	75円
	テント施設 (10平方メートル未満の区画)	90円	
備考			
1 この表において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。			
2 この表において「児童福祉施設等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及びこれに準ずるものとして市長が定めるものをいう。			
3 この表において「宿泊を伴う使用」とは、到着日の午後2時30分から出発日の午後2時までの間において施設を使用することをいう。			

改正前				
別表（第7条関係）				
(1) 宿泊棟、キャビン施設及びテント施設の使用料				
使用者	施設	宿泊を伴う使用		宿泊を伴わない使用
		使用料（1人1泊につき）	延長使用に係る使用料（1人1日につき）	使用料（1人1回につき）
幼児、小学生、中学生、高校生、高等専門学校の学生及び特別支援学校の生徒	宿泊棟	300円	60円	150円
	キャビン施設	240円		
	テント施設	180円		
一般の者	宿泊棟	900円	120円	300円
	キャビン施設	720円		
	テント施設	360円		
備考				
1 この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生、高校生、高等専門学校の学生及び特別支援学校の生徒以外の者をいう。				
2 この表において「宿泊」とは、午後2時30分から翌日の午後2時までの間において施設を使用することをいう。				

4 [略]

5 前2項に規定する時間を超えて施設を使用した場合は、宿泊を伴わない使用に係る利用料金の範囲内で延長利用料を徴収することができる。

6 学校又は児童福祉施設等が神戸市外に所在するものであるときは、利用料金の上限額は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

(2) (1)に該当しない場合

施設	宿泊を伴う使用
	利用料金（1泊につき）
宿泊棟	使用者1人につき7,500円
キャビン施設	使用者1人につき7,500円 ただし、4人未満での使用の場合は、1棟30,000円
テント施設	使用者の数に1,000円を乗じた額に、1区画につき8,000円を加えた額

備考

1 この表において「宿泊を伴う使用」とは、宿泊棟及びキャビン施設においては到着日の午後3時から出発日の午前10時までの間において施設を使用すること、テント施設においては到着日の午後2時から出発日の正午までの間において施設を使用することをいう。

2 前項に規定する時間を超えて施設を使用した場合は、1日につき、この表に掲げる額の範囲内で延長利用料を徴収することができる。

3 宿泊を伴わない使用をさせる場合は、1日につき、この表に掲げる額の範囲内で利用料金を徴収することができる。

4 この表及び前2項の規定にかかわらず、繁忙日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の使用が多いと見込まれる

3 この表において「延長使用」とは、宿泊に係る使用者が到着日の午前9時から午後2時30分まで及び出発日の午後2時から午後4時までの間において施設を使用することをいう。

4 [略]

5 宿泊を伴わない使用及び延長使用の場合にあっては、すべての施設を使用することができる。

6 第4条第1項の許可の申請をした者が神戸市の区域外に住所を有するときの使用料の額は、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。

(2) 附属設備の使用料

使用者	使用料（1人1時間につき）	
	カヌー	アーチェリー
幼児、小学生、中学生、高校生、 高等専門学校の学生及び特別支援 学校の生徒	100円	100円
一般の者	300円	300円

備考 この表において「幼児」とは3歳以上の者で小学校就学前のものを、「一般の者」とは小学校就学前の者、小学生、中学生、高校生、高等専門学校の学生及び特別支援学校の生徒以外の者をいう。

時期であって指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。以下同じ。)の利用料金の上限額は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

5 前項に規定する繁忙日は、宿泊を伴う使用及び宿泊を伴わない使用で、それぞれ一の年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)につき120日を上限とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市立自然の家条例（以下「新条例」という。）の規定を施行するために必要な使用の許可、利用料金の収受その他必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

神戸市立自然の家において利用料金制を採用する等に当たり、条例を改正する必要があるため。